

指定管理者の選定結果

第1 笠間市地域交流センターともべ及び笠間市営友部駅南口自転車駐車場に係る指定管理者選定結果

1 施設概要

- (1) 名称 笠間市地域交流センターともべ及び笠間市営友部駅南口自転車駐車場
- (2) 所在地 笠間市友部駅前1番10号
- (3) 設置目的 市民の交流を促進し地域の活性化並びに地域活動及び健康増進の推進、観光拠点としての機能を図る
- (4) 設置根拠 笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例
笠間市営有料自転車駐車場の設置及び管理に関する条例
- (5) 面積 5,665㎡
- (6) 施設概要 【構造】木造一部RC造平屋建て
【建築面積】1,581.65㎡
【延床面積】2,030.19㎡
【建物概要】マルチホール、健康ルーム、会議室、コミュニティルーム、カフェ、市民サロン、検索コーナー、消費生活センター、授乳室、調理室、談話室、キッズコーナー、交流ホール、ギャラリー、印刷室、事務室、倉庫
【屋外部分】駐車場（63台）、地下自転車駐車場（256台）、まちのひろば
防災井戸 1基、防災トイレ 4基
- (7) 施設所管課 市民生活部 市民活動課

2 主な募集内容

- (1) 指定期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
- (2) 管理運営業務 ①地域交流センターの施設等の運営及び維持管理に関する業務
②市民の交流の促進に関する業務
③地域の活性化及び地域活動の推進に関する業務
④市民の健康増進を目的とした施設利用に関する業務
⑤自転車駐車場の利用手続及び手数料の収納に関する業務
⑥自転車駐車場の利用に伴う利用者への便宜の寄与に関する業務
⑦自転車駐車場に施設及び附属設備等の維持管理及び安全の確保に関する業務
⑧自主事業としてカフェの運営に関する業務
⑨市長並びに指定管理者が必要と認める業務
⑩その他、地域交流センターの設置の目的を達成するために必要な業務
- (3) 管理経費 管理運営業務の対価として、指定管理者に対して、年度協定書において定めた指定管理料を四半期に分けて支払う。

3 募集経過

- (1) 募集概要 公募・非公募の別 公募
- (2) 募集結果 申請団体 特定非営利活動法人いばらきの魅力を伝える会

4 選定経過

施設所管課による選考の後、笠間市公の施設指定管理者選定審議会で審議を行い、施設所管課の選考結果や審議会の審議結果を踏まえて指定管理者候補者を選定した。

(1) 選定基準

募集要項で提示した、選定基準と各選定基準における審査項目及び基準点は次のとおり。

審査項目		基準点
① 公の施設の運営において利用者の平等利用が確保されるものであること。	運営方針や事業内容において、利用者の平等な利用が期待できるか。高齢者や子ども、障害者等の利用への配慮がなされているか。	30
	利用者の要望を反映させ、利用者本位のサービスを提供する方策は適切か。	
② 公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	施設の設置目的や特性を十分理解した計画の内容か。	20
	適切な施設の維持管理を期待できるか。環境負荷への軽減方針は適切か。	
	利用者の増加及び利便性・サービス向上（サービスの質の確保）等のための適切な方策が講じられているか。	
③ 公の施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	収支計画は妥当か。	20
	経費削減のための方策は適切か。	
④ 公の施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。	人員配置や他団体との協力体制など、効果的・効率的な管理運営を行う体制を備えているか。	30
	安定した経営基盤を有しているか。	
	類似施設における知識又は管理実績を有しているか。	
	指定管理業務に必要な知識及び経験を有する適切な人材を確保しているか。	
	適切に個人情報管理できるか。	
	災害時・緊急時の対応体制が整っているか。通報体制等の防犯対策及び防災対策のための具体的な方策が講じられているか。	
		100

(2) 施設所管課の選考

申請書類審査、申請団体からのヒアリング等により、選定基準に基づいて評価を行った。

(3) 笠間市公の施設指定管理者選定審議会の審議

ア 審議会概要

- ① 日 時 平成30年10月5日（金）
午後2時から午後3時40分まで
- ② 場 所 笠間市役所 議会/行政棟2階 大会議室
- ③ 審議会委員 別添「笠間市公の施設指定管理者選定審議会委員名簿」のとおり
- ④ 審議委員 8名

イ 審議経過

申請書類審査、所管課による施設概要説明、申請団体によるプレゼンテーション、申請団体に対

する質疑，施設所管課による選考の説明及び施設所管課に対する質疑の後，選定基準に基づき，各委員において総合的な評価を行った。

ウ 審議会の判断

笠間市地域交流センターともべ及び笠間市営友部駅南口自転車駐車場は，市民の交流を促進し，地域の活性化及び地域活動並びに健康増進の推進，観光拠点としての機能，自転車利用者の利便性の向上を図ることを目的としている。

指定管理者候補者の選定に関する審議に当たっては，設置目的に則して施設所管課において定めた選定基準（募集要項に提示）に基づいて，審議会委員各自の視点により採点及び判定を行い，笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第4条第4項の規定により，審議会の議事は，出席した委員の過半数で決することとしているため，採点表により集計した。

その結果，採点に加わった7名全委員が，特定非営利活動法人いばらきの魅力を伝える会を指定管理者候補者として適当と判断した。

団体の評価傾向

【特定非営利活動法人いばらきの魅力を伝える会】

選定基準13項目中7項目について過半数の委員が優れている以上の評価しており，そのうち「類似施設における相当の知識又は管理実績を有しているか。」，「指定管理業務に必要な知識及び経験を有する適切な人材を確保しているか。」の項目については，全委員が優れていると評価をした。

エ 審議会の結論

採決結果により，特定非営利活動法人いばらきの魅力を伝える会が笠間市地域交流センターともべ及び笠間市営友部駅南口自転車駐車場の指定管理者候補者として適当であると判断した。

○付帯意見
なし

5 選定結果

指定管理者候補者名	特定非営利活動法人いばらきの魅力を伝える会
主な選定理由	施設の設置目的を理解した事業計画であり，団体の人脈活用による計画の実現性及び駅前活性化等による稼働率の向上など，現施設の指定管理者である実績，類似施設の管理運営実績を評価した。

6 指定管理者の指定

指定管理者候補者を，地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき市議会の議決を経て，指定管理者に指定した。

施設名称	笠間市地域交流センターともべ及び笠間市営友部駅南口自転車駐車場
指定管理者	特定非営利活動法人いばらきの魅力を伝える会
指定期間	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

第2 笠間市立つつじ公園に係る指定管理者選定結果

1 施設概要

- (1) 名 称 笠間市立つつじ公園
- (2) 所 在 地 茨城県笠間市笠間6 1 6 番地7 外7 筆
- (3) 設置目的 憩いの場を提供することにより、市民の福祉の向上を図ることを目的とする
- (4) 設置根拠 笠間市立公園の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則
- (5) 施設概要 管理棟（事務室、売店、展望デッキ）、公衆トイレ、園路、園庭、休憩施設（5ヶ所）、記念碑・像（5ヶ所）、その他付随する施設・設備
- (6) 施設所管課 産業経済部 商工観光課

2 主な募集内容

- (1) 指定期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで
- (2) 管理運営業務 ①つつじ公園に関する業務（使用許可及び使用量の収受等に関する業務）
②利用者サービスに関する業務
③広報に関する業務
④施設設備、備品等の維持管理、保守点検、修繕に関する業務（光熱水費の支払いを含む）
⑤業務系一般廃棄物の処理に関する業務
⑥その他、目標を達成するために必要な業務
- (3) 管理経費 管理運営業務の対価として、指定管理者に対して、年度協定書において定めた指定管理料を四半期に分けて支払う。

3 募集経過

- (1) 募集概要 公募・非公募の別 非公募
【非公募の理由】
一般社団法人笠間観光協会は、観光振興に関する事業を行い、公共の福祉の増進と地域経済の健全な発展に寄与することを目的に設立され、長年にわたり「つつじまつり」を市と共催で開催しており、つつじ公園の利用者や歴史を良く知る唯一の団体であるため。
- (2) 募集結果 申請団体 一般社団法人笠間観光協会

4 選定経過

施設所管課による選考の後、笠間市公の施設指定管理者選定審議会で審議を行い、施設所管課の選考結果や審議会の審議結果を踏まえて指定管理者候補者を選定した。

(1) 選定基準

募集要項で提示した、選定基準と各選定基準における審査項目及び基準点は次のとおり。

審 査 項 目		基準点
①	指定管理業務の実施に係る計画書（以下「計画書」という。）による	利用者への平等利用が確保されているか。 30

	施設の運営が市民の平等利用を確保することができるものであること。	利用者本位のサービスが提供されているか。	
②	計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	施設の設置目的や性格を十分理解した計画の内容か。	20
		適切な施設の維持管理が確保されているか。	
		利用者の増に向け適切な計画を有しているか。	
③	公の施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	収支計画は妥当か。	20
		経費削減のための方策は適切か。	
④	公の施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。	人的配置や他団体との協力体制など、効果的・効率的な管理運営を行う体制を整えているか。	10
		安定した経営基盤を有しているか。	
		類似施設における知識又は管理実績を有しているか。	20
		指定管理業務に必要な知識及び経験を有する適切な人材を確保しているか。	
		適切に個人情報管理できるか。	
災害時・緊急時の対応体制が整っているか。通報体制等の防犯対策及び防災対策のための具体的な方策が講じられているか。			
合 計			100

(2) 施設所管課の選考

申請書類審査，選定基準に基づいて評価を行った。

(3) 笠間市公の施設指定管理者選定審議会の審議

ア 審議会概要

⑤ 日 時 平成30年10月11日（木）
午後2時から午後3時まで

⑥ 場 所 笠間市役所 議会/行政棟2階 庁議室

⑦ 審議会委員 別添「笠間市公の施設指定管理者選定審議会委員名簿」のとおり

⑧ 審議委員 8名

イ 審議経過

申請書類審査，申請団体によるプレゼンテーション，申請団体に対する質疑，施設所管課による選考の説明及び施設所管課に対する質疑の後，選定基準に基づき，各委員において総合的な評価を行った。

ウ 審議会の判断

笠間市立つつじ公園は，優れた自然の風景地を保護するとともに，その利用の増進を図ることにより，市民に憩いの場を提供し，市民の福祉の向上を図ることを目的としている。

指定管理者候補者の選定に関する審議に当たっては，設置目的に則して施設所管課において定めた選定基準（募集要項に提示）に基づいて，審議会委員各自の視点により採点及び判定を行い，笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第4条第4項の規定により，審議会の議事は，出席した委員の過半数で決することとしているため，採点表により集計した。

その結果、採点に加わった7名全委員が、一般社団法人笠間観光協会を指定管理者候補者として適当と判断した。

※評価傾向

選定基準13項目中、7項目について過半数の委員が優れている以上の評価をしており、そのうち「運営方針や事業内容において、利用者の平等な利用が期待できるか。」など3項目については全委員が優れている以上の評価をした。

エ 審議会の結論

採決結果により、一般社団法人笠間観光協会が指定管理者候補者として適当であると判断した。

○付帯意見

なし

5 選定結果

指定管理者候補者名	一般社団法人笠間観光協会
主な選定理由	施設の目的や特性を把握した上で、通年で公園を利活用するための提案やつつじの植栽管理についても計画性が認められ、事業計画書に沿った管理運営を安定して行う物的能力及び人的能力を有すると判断したため。

6 指定管理者の指定

指定管理者候補者を、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき市議会の議決を経て、指定管理者に指定した。

施設名称	笠間市立つつじ公園
指定管理者	一般社団法人笠間観光協会
指定期間	平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

第3 かさま歴史交流館井筒屋に係る指定管理者選定結果

1 施設概要

- (1) 名称 かさま歴史交流館井筒屋
- (2) 所在地 笠間市笠間987番地
- (3) 設置目的 笠間市の歴史及び観光情報の発信並びに市民や観光客等の交流促進による地域活性化の推進を図ること。
- (4) 設置根拠 かさま歴史交流館井筒屋の設置及び管理に関する条例
かさま歴史交流館井筒屋の設置及び管理に関する条例施行規則
- (5) 施設概要 【1階】観光インフォメーション,
【2階】歴史展示コーナー
【3階】会議室1, 会議室2(和室),
【屋外】交流広場、駐車場(18台)
- (6) 施設所管課 都市建設部 まちづくり推進課

2 主な募集内容

- (1) 指定期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで
- (2) 管理運営業務
①地域活性化の促進に関する業務
②歴史及び観光情報の発信に関する業務
③市民や観光客等の交流の促進に関する業務
④施設の使用の許可及び使用料の徴収に関する業務
⑤施設、付属設備及び備品の維持管理に関する業務
⑥市長及び指定管理者が必要と認める業務
⑦その他、かさま歴史交流館井筒屋の設置の目的を達成するために必要な業務
- (3) 管理経費 管理運営業務の対価として、指定管理者に対して、年度協定書において定めた指定管理料を四半期に分けて支払う。

3 募集経過

- (1) 募集概要 公募・非公募の別 公募
- (2) 募集結果 申請団体 特定非営利活動法人いばらきの魅力を伝える会
笑顔の朝

4 選定経過

施設所管課による選考の後、笠間市公の施設指定管理者選定審議会で審議を行い、施設所管課の選考結果や審議会の審議結果を踏まえて指定管理者候補者を選定した。

(1) 選定基準

募集要項で提示した、選定基準と各選定基準における審査項目及び基準点は次のとおり。

審査項目		基準点
① 公の施設の運営において利用者の平等利用が確保されるものであること。	利用者の平等利用が確保されているか。	10
	利用者本位のサービスが提供されているか。	
② 公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	施設の設置目的や性格を十分理解した計画の内容か。	20
	適切な施設の維持管理が確保されているか。	
	利用者の増に向け適切な方策が講じられているか。	
③ 公の施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	収支計画は妥当か。	20
	経費削減のための方策は適切か。	
④ 公の施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。	人的配置や他団体との協力体制など、効果的・効率的な管理運営を行う体制を整えているか。	20
	安定した経営基盤を有しているか。	
	指定管理業務に必要な相当の知識及び経験を有する適切な人材を確保しているか。類似施設における相当の知識又は管理実績を有しているか。	
	災害時・緊急時の対応体制が整っているか。通報体制等の防犯対策及び防災対策のための具体的な方策が講じられているか。	
⑤ 自主事業の内容が、施設の特色及び地域特性を十分に活かし、地域活性化に寄与するものであること	施設自体が貴重な建築財産であることを理解したうえで活用しているか。	30
	地域組織との連携が十分に図られているか。	
	本市の特色及び施設周辺地域の特色やニーズを踏まえた事業であるか。	
	地域活性化に寄与する事業であるか。	
合 計		100

(2) 施設所管課の選考

申請書類審査、選定基準に基づいて評価を行った。

(3) 笠間市公の施設指定管理者選定審議会の審議

ア 審議会概要

- ① 日 時 平成30年10月11日(木)
午後3時15分から午後4時40分まで
- ② 場 所 笠間市役所 議会/行政棟2階 庁議室
- ③ 審議会委員 別添「笠間市公の施設指定管理者選定審議会委員名簿」のとおり
- ④ 審議委員 8名

イ 審議経過

申請書類審査、所管課による施設概要説明、申請団体によるプレゼンテーション、申請団体に対する質疑、施設所管課による選考の説明及び施設所管課に対する質疑の後、選定基準に基づき、各委員において総合的な評価を行った。

ウ 審議会の判断

かさま歴史交流館井筒屋は、笠間市の歴史及び観光情報の発信並びに市民や観光客等の交流促進による地域活性化の推進を図ることを目的としている。

指定管理者候補者の選定に関する審議に当たっては、設置目的に則して施設所管課において定めた選定基準（募集要項に提示）に基づいて、審議会委員各自の視点により採点及び判定を行い、笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第4条第4項の規定により、審議会の議事は、出席した委員の過半数で決することとしているため、採点表により集計した。

その結果、採点に加わった7名の委員のうち6名が、特定非営利活動法人いばらきの魅力を伝える会を指定管理者候補者として適当と判断した。

※評価傾向

【いばらきの魅力を伝える会】

選定基準15項目中、「運営方針や事業内容において、利用者の平等な利用が期待できるか。」などの11項目について過半数の委員が優れている以上の評価をした。

【笑顔の朝】

選定基準の15項目中、「利用者の要望を反映させ、利用者本位のサービスを提供する方策は適切か。」などの12項目について過半数の委員が普通以上の評価をした。

エ 審議会の結論

採決結果により、特定非営利活動法人いばらきの魅力を伝える会が指定管理者候補者として適当であると判断した。

○付帯意見

なし

5 選定結果

指定管理者候補者名	特定非営利活動法人いばらきの魅力を伝える会
主な選定理由	施設の価値や設置目的、地域内での位置付け等を十分に認識した上で、維持管理にとどまらず、地域活性化の役割も担う拠点施設として、多様な事業展開を図る計画を評価した。

6 指定管理者の指定

指定管理者候補者を、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき市議会の議決を経て、指定管理者に指定した。

施設名称	かさま歴史交流館井筒屋
指定管理者	特定非営利活動法人いばらきの魅力を伝える会
指定期間	平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

(別添)

笠間市公の施設指定管理者選定審議会委員名簿

○笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第3条第1項第1号に規定する委員

(任期：H30.4.1~H31.4.1)

	委員名	所属・職名	備考
1	おおつき まさあき 大月 政明	民間委員	
2	はたおか ひろしげ 畑岡 宏茂	民間委員	
3	たぐち ひろこ 田口 ひろ子	民間委員	
4	いぬづか あかり 犬塚 晶加里	民間委員	
5	かねかわ のりあき 金川 典明	民間委員	

○笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第3条第1項第2号に規定する委員（行政側委員）

	委員名	所属・職名	備考
1	こんどう けいいち 近藤 慶一	笠間市副市長	会長
2	しおはた まさし 塩畑 正志	笠間市市長公室長	
3	なかむら きみひこ 中村 公彦	笠間市総務部長	
4	おだの きょうこ 小田野 恭子	笠間市教育委員会教育次長	